

平成30年1月29日
建設局

平成29年度公共事業の評価に関する意見書の提出について

京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、平成10年12月に、京都市公共事業評価委員会を第三者機関として設置しました。

平成29年度は、平成29年12月18日までに、再評価の対象となった8事業と事後評価の対象となった3事業について、3回の審議が行われ、平成30年1月29日には、「平成29年度公共事業の評価に関する意見書」が提出されました。



平成29年度公共事業の評価に関する意見書 概要

1 再評価対象事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当要件	経過年数	意見
街路事業	1	中山石見線	延長 L=1,059m 幅員 W=25m	H5	③	25	「事業継続」は妥当
	2	伏見向日町線	延長 L=1,104m 幅員 W=32m	H5	③	25	「事業継続」は妥当
	3	御陵六地藏線 (第三工区)	延長 L=632m 幅員 W=15m	H4	③	26	「事業継続」は妥当
河川事業	4	西野山川	延長 L=635m 幅員 W=9.8m	H5	③	25	「事業継続」は妥当
	5	西高瀬川 (有栖川工区)	延長 L=560m 幅員 W=20m	H5	③	25	「事業継続」は妥当
	6	善峰川	延長 L=2,100m 幅員 W=28m	S63	③	30	「事業継続」は妥当
都市公園	7	宝が池公園(広域)	面積 A=128.9ha	S49	③	44	「事業継続」は妥当
住宅整備事業	8	東九条地区	面積 A=9.43ha	H5	③	25	「事業継続」は妥当

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間(廃棄物処理施設整備事業については5年間)を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 事後評価対象事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当要件	完了年度	意見
街路事業	1	向日町上烏羽線 (第一工区)	延長 L=395m 幅員 W= 22m	H5	①	H24	「今後の事後評価, 改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」は妥当
	2	向日町上烏羽線 (第二工区)	延長 L= 1,045m 幅員 W=22~39m	H8	①	H24	「今後の事後評価, 改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」は妥当
道路事業	3	(主) 大山崎大枝線 (沓掛工区)	延長 L= 600m 幅員 W=23.75m	H12	①	H24	「今後の事後評価, 改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」は妥当

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内, 事業完了後5年以内(廃棄物処理施設整備事業にあつては, 事業完了後7年以内)の事業
- ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業